

福祉サービス第三者評価結果

① 第三者評価機関名

有限会社 保健情報サービス

② 施設の情報

名称：東保育所	種別：認可保育所
代表者氏名：所長 宮本規子	定員（利用人数）：60名 0歳児5名、1・2歳児20名 3・4・5歳児35名

所在地：島根県邑智郡邑南町中野2310

TEL：(0855) 95-0928	ホームページ： http://iwamisakurakai.or.jp/offices/child_welfare/
--------------------	--

【施設の概要】

開設年月日：昭和48年4月1日（石見町東保育所の設立認可）

平成15年4月1日現在地に改築移転

（平成16年4月1日より社会福祉法人石見さくら会へ運営委託）

平成30年4月1日社会福祉法人石見さくら会による民設民営として開設

経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人石見さくら会 理事長 漆谷 光夫

職員数	常勤職員： 15名	非常勤職員 14名
専門職員	所長 1名	保育士（保育業務） 4名
	主任 1名	保育士（子育て支援センター） 2名
	保育士 8名	保育補助 2名
	子育て支援員 1名	調理師 3名
	保育補助員 1名	清掃員 3名
	調理師 1名	
	調理員 1名	
	子育て支援センター 1名	
施設・設備の 概要	保育室 (4)	園庭 (1)
	ほふく室 (1)	テラスデッキ (1)
	沐浴室 (1)	簡易（組立）式プール (1)
	調乳室 (1)	事務室 (1)
	遊戯室 (1)	調理室 (1)
		AED (1)

③ 理念・基本方針

保育理念

◎保育に欠けるすべての子どもにとって、最もふさわしい生活の場を保障し愛護すると共に、最善の利益を守り、保護者や地域と力を合わせ共にその福祉を積極的に増進します。

◎集団生活の中で一人ひとりの能力を最大限に發揮できるよう、豊かな人間性を持った子どもを育成します。子育て負担感の緩和を図り安心して子育て・子育ちができるよう保護者への支援をし、合せて地域における家庭支援も行います。

◎児童福祉の推進を図るために、職員は豊かな愛情を持って接し、児童の処遇向上のため、知識の習得と技術の向上に努めます。又、家庭支援の為に常に社会性と良識に磨きをかけ、相互に啓発を行います。

保育方針

○一人ひとりの子どもの育ちを支えます

(現在をもっとよく生き望ましい力の基礎を培います)

○保護者の子育てを支えます

(保護者の意向を受け止め子どもと保護者の安定した関係に配慮し援助します)

○子どもと子育てにやさしい地域を作ります

(地域とのふれあいや連携を図ります)

保育目標

～心豊かにたくましく生きる子ども～

・いきいき遊び、やる気とやりぬく気力のある子ども

・人の話をよく聞き、自分の思いを伝えられる子ども

・思いやりと感謝の気持ちを持つ子ども

④ 施設の特徴的な取組

田園風景に囲まれた豊かな自然の中に、平成15年に改築された木造で天窓付きで明るい空間で木の温もりを感じる落ち着いた雰囲気の中で、「豊かな心と健康な体作り」を柱に地産地消にこだわり地元の食材を多く取り入れた「食育活動」を積極的に推進される等、元気な子どもたちを育むための保育サービスの提供が行われています。

地域のニーズに応えた（産休明け保育、延長保育、土曜午後保育、障がい児保育等）地域や保護者要望に即応した施設運営の取り組みが行われています。

また、東保育所内における「子育て支援センター」及び「ファミリーサポートセンター：さくらんぼクラブ」の事務局運営が行われており、地域の子育て相談や地域の保護者支援の地域拠点としての取り組みが行われています。

小学校が隣接し、病院、消防組合、郵便局、養護学校等が近隣にあり、生活環境や自然に恵まれた地域で、力いっぱい身体を動かして遊びを楽しみ、地域に密着した世代間を超

えた人々との交流や地域に力強く根付く伝統芸能（石見神楽等）とのふれあい等による豊かな地域での保育サービスが提供されています。

幼児期保育としての5領域要素のねらいに連動する「幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿」を意識した養育として、子どもの非認知能力を高めるための子どものへの日常的な接し方等の試行錯誤の取り組みがスタートしています。

- ◎ 「豊かな心と健康な体作り」を保育の柱とし、年齢に応じた細やかな保育の中で絵本に触れる機会を多く持ち、絵本の充実を図り、絵本に触れながらゆったりと過ごせるよう絵本コーナーを設け、また運動遊びを計画的に取り入れていく。
- ◎ 食育活動を積極的に行っている。
給食では地産地消にこだわり地元の食材を多く取り入れたり、調理職員が保育に入つてクッキングやお箸指導、体幹測定を行っている。
- ◎ 地域に開かれた保育所として地域交流を積極的に行い、人とのかかわりを大切にしている。
- ◎ 保育所園舎全体が木のぬくもりを感じられる落ち着いた雰囲気の作りとなっている。園庭には四季を感じる木や花・野菜が植えられ、自然に触れることができる。
- ◎ 保育所内に子育て支援センター「すくすく」・子育てサポートセンター「さくらんぼクラブ」が併設されており、町内の子育て支援の拠点として大切な場所となっています。親子で保育所入園前から保育所の体験もでき、保護者と子どもにとって安心できる取り組みになっています。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和3年6月1日（契約日）～ 令和3年11月22日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1回（平成28年度）

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

- ・保育サービスの質の向上に向け、保育研究会（保育職、調理職、看護職）、業務改善委員会（リーダ等を中心）組織を立ち上げ、人間形成の両輪である「心」と「体」づくりを目指した研鑽及び職場環境の改善対策、職場の良好な雰囲気づくり、職員間の相互に認め合い働きやすい職場づくりを目指した取り組みが行なわれています。
- ・保護者との信頼関係構築に向け、毎日の連絡会（所長、主任、クラスリーダー、調理・支援センター代表等）を開催し、子どもの様子や保護者からの相談内容、組織運営に必要な事項等、各クラス等へ持ち帰り、周知が行われ情報共有しておられます。

・地域交流も積極的に実施され、保小連携会議（小学校一日入学体験等）や地域の石見神楽団の指導による神楽発表会、野草茶作り、醤油作り、JA協賛による芋苗植えや収穫活動、地域老人会の園庭土手の草刈りや菜園支援、地域のボランティアによるわらべ歌遊び、おはなし会、お茶会等、自然や地域文化の教材を活用した実践的なふれあいによる養育の取り組みが行われています。

・社会福祉法人石見さくら会の人事基準が定められ、法人としての職員行動規範（クレド）及び職員に求められる人材像（保育所としての倫理要領）が定められ、事業計画に基づいた年間の目標面談シートが作成され、人事考課制度による目標の管理が行われています。

年度当初に上司（所長・係長）等との面談を通じて、職員一人ひとりの目標が設定され、中間期、期末期に実績の自己評価の業務実績への指導・アドバイスが行われています。

・法人グループ3園で意識を合せた「食育」に力を注がれています。

各保育所の給食委員会やグループ保育所3園での食育プロジェクトが開催され、各クラス単位の食事状況の情報共有や食事に关心が持てる取り組みとして人気レシピの提示や食育だより、給食だよりの発刊が行われています。

郷土料理、季節給食、保護者クッキングや園での野菜を作り等、食事に興味を持ち、楽しむ工夫が行われております。

・邑南町の「日本一の子育て村」構想に向けた乳幼児・保護者支援としての社会福祉法人として、子育て支援センター（保育所入所前の子育て相談、遊び場提供、子育て交流等）やさくらんぼクラブ（入会制の子育て支援や子育て応援等のサポート等）の運営が行われています。

また、玄関先に保護者用に子育て教本や子どもへの読み聞かせに活用できる絵本等（絵本コーナー）が展示され、保護者等へいつでも貸し出しや買い求めができるよう情報提供が行われています。

◇改善を求められる点

・現在人員基準を満たした人員配置をしておられます BUT 配慮の必要な子どもの増加等もあり、現場では法定通りでは回らない保育所も多くなっています。より多くの職員による保育所運営が可能になるよう保育所、法人からも行政へ現状を訴える事を継続される事を望みます。

・現在、業務の効率化促進に向けたITCシステム化（運営支援アプリ等）の検証による導入計画等が進展しています。

効率的で働きやすい職場環境を通した保育サービスの質の向上に向けた取り組みに期待します。

・日々の毎日の保育の様子やねらいについて保護者に知って頂く事は大事です。今後も保育の可視化を推進していくうえで、保護者への伝え方（ITCの活用、現在全クラスで活

用中の連絡帳等）についても検討されても良いかもしれません。

- ・障がい児保育については、社会的な動向や保育所での対応について、年度当初の総会などで継続的に周知を行うなどの取り組みに期待します。

⑦ 第三者評価結果に対する施設のコメント

第1回第三者評価をもとに改善を行ってまいりましたが、今回の受講に際し、アンケート調査によるご意見やご感想、第三者評価結果をいただき、新たな改善へ向けた話し合いを職員間で行うことができました。より良い環境や保育を保障していく為にも職員体制の充実を図り、個々の保護者の思いに添えるよう、また、子どもたち一人ひとりのすこやかな成長を育んでいけるよう、今後も研鑽を重ねていきたいと思います。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

平成27年度より判断基準(a、b、c)の考え方、「よりよい福祉サービスの水準へ誘導する基準」となるよう以下のように変更になりました。

「a」 より良い福祉サービスの水準（質の向上を目指す際に目安とする状態）

「b」 「a」に至らない状態、多くの施設・事業所の状態（「a」に向けたと取組みの余地がある状態）

「c」 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

第三評価結果（保育所）

共通評価基準（45項目）

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
理念・基本方針が明文化され、施設内掲示、ホームページによる地域への公表及び保護者総会や入所時の重要事項説明書、入園のしおり、パンフレット等での説明が行われ、理解を深められています。		
職員に対しては、新年度始めの職員に対する理念に基づいた保育について伝え、周知が図られています。また、クレド憲章・行動規範等の理解を得るための説明も実施されています。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a

〈コメント〉

地域の保育所利用状況、出生率分析、地域特性や要望収集、経営状況分析等、保育所事業を取り巻く環境変化に対する経年別推移のデータ分析が法人本部と連携した検証が行われています。

地域要望を反映した産休明け保育、延長保育、体調不良時保育、土曜午後保育、障がい児保育等、利用者に対するサービスの提供が行われています。

これからの保育所事業は選ばれる時代に応えることが出来る環境整備や養育内容等の事業推進に向けた事業計画が策定され、年度当初の職員説明時に周知が行われています。

3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
〈コメント〉		
月次事業報告等での施設運営に関する経営状況の把握分析等が定期（四半期）に実施され、職員会議やリーダー会で経営課題の検証や対策等が行なわれています。		
経年別の入所児童の増減状況等のデータ指標等を活用した課題改善対策（環境整備、人員配置、サービス内容等）及び効率的な業務推進に向けたICT促進の検討による導入が間近であることから職員間の導入後の活用方法等の意識共有等の推進による円滑な運営に向けた対策及び保育所保育指針に基づいた「幼児期の終わりまでに育む10の姿」を体系的に整備した目標を明確にした具体的な取り組みに期待いたします。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a

〈コメント〉

理念・基本方針に基づいた3年間の中期計画が策定され、経営基盤である事業収支計画及び施設運営（保育内容含む）方針等、サービス計画、人材育成、施設の環境整備計画、組織体制等のビジョンが示された計画策定や進捗管理等が行なわれています。

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
---	--------------------------------------	---

〈コメント〉

中期の事業計画を踏まえ、単年度の事業目標、事業計画、組織及び人員体制計画、人材育成計画、施設等整備計画、地域との関係強化計画、生産性向上計画（ＩＣＴ化の導入）等が明確に示された単年度計画による運営が行われています。

更に、保育所運営計画として、利用者サービスの充実、年間行事計画、食育計画、保護者支援等の計画が策定され、年度当初に職員全体への説明会に於いて周知が適切に実施されています。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
---	---	---

〈コメント〉

経営状況は、定期的（四半期）に評価を行い、毎月の進捗状況把握、年間総括としての事業報告等による成果・分析に基づき、次年度の事業等に反映された事業計画が策定されています。

また、事業の進捗状況等を職員会議等での周知や人事考課等の面談による事業運営に対する意見・要望等の聞き取りによる改善や見直し等への取り組みが行われています。

職員の多くが日常の保育サービス内容等に関心が集まり、組織として目指す事業の経営方針（収支計画・利益計画・施設環境の整備等）への視点が薄くなりがちであることから組織の地域対応や経営状況の分析・課題及び対策等の理解や納得性を高めるための取り組みを更に深めることに期待します。

7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
---	---	---

〈コメント〉

事業計画は、年度当初に開催される保護者総会で保育方針、施設設備の改善計画や年間行事や保育所運営における注意事項等が周知されています。

また、ホームページ、パンフレット等への保育方針・保育目標、保育内容、サービス内容等が写真や絵画等でわかりやすく作成された資料による説明等の工夫が行われています。

保育指針（2018年）改正の背景や目的を保護者等に十分な理解を得るための子どもの成長過程を保護者と共有する等、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」への環境整備や当施設の目標である「非認知能力の育成」計画等、保育所と保護者間において、十分な理解や相互連携を図るためのドキュメンテーションの実施等で保護者との共有を図り、子どもの養護・教育の一体的保育運営が行われることに期待します。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 保育の質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a

<コメント>

保育の質の向上を目的として、環境改善委員会、給食委員会や法人3保育所の所長会等が開催され、現状分析による特性や課題等に対する対策等、改善や見直し新たな取り組みが計画的に行われています。

また、組織の自己評価（事業分析：四半期）、クラスの指導計画に対する振り返りによる保育の質の向上に向けた取り組みが行われています。

職員一人ひとりの人事考課制度が導入され、自己評価の実施に対する上司との考課面談や施設長との個別面談による職員へのアドバイス等による質の向上の取り組み及び研修要望等の反映による人材育成の取り組みが行われています。

第三者評価も定期的に受審され、自己評価の機会を設けられています。

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
---	---	---

<コメント>

事業計画の進捗状況の成果・分析（四半期）による検証及び年間での事業報告書による事業運営の分析・評価や課題対策が定期的に法人本部へ報告が行われています。

また、指導計画の進捗管理や振り返りの実施や3保育所長会、リーダー会、職員会等において計画に対する達成状況や課題等を明らかにした対策や連携の取り組みが行われています。

当施設におかれまして子どもの人間形成に向けた「利用者サービスの充実（非認知的能力の育成）」等の事業計画に反映した取り組みが開始されていますが、更に踏み込んだ保護者支援としてのドキュメンテーション等、日頃の成長の姿を保護者と成長の確認や喜び合いを通じての相互協力等、次への段階的な見通しを持った成長につなげる取り組みに期待します。

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a

<コメント>

所長は、業務分掌・組織表の提示や所長不在時の権限委任（主任）を明確にした施設運営体制等の構築及び組織の全職員の役割・機能を明文化（職員必携ファイルの職員付与等）して保育所内外に公表し、事業計画策定時は、前年度の事業報告作成及び新年度の施設運営方針及び全体的な計画等の作成に向けた職員一人ひとりの意見・要望収集を反映した取りまとめ作成が行われています。事業計画策定時の職員説明及び保護者総会等での新年度の保育所運営方針等の説明等、組織の役割・責任を明確した管理責任者としての活動を展開されています。

11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
----	---	---

〈コメント〉

社会福祉法人さくら会としての社内指標（クレドカード：職員が心がける信条）等による職員の行動規範が示され、社会的にも理解される組織人としての遵守すべき行動指針（法令等含む）による動議付け（周知並びにポスター掲示含む）が行われています。

法令遵守に向けた就業規則、各種マニュアル（個人情報保護、プライバシー保護、ハラスメント防止、人権侵害・擁護、防災対策等）及び計画的に全職員対象の事業所内研修（人権研修、接遇・マナー研修、ハラスマント研修）による理解を徹底するための取り組みが行われています。

職場環境の改善・働きやすい職場作りに取り組むために、法人本部でのマネジメント研修が行われています。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
----	---	---

〈コメント〉

保育所運営における全体の事業計画の進捗管理、日常の保育サービスにおける職員への指導・助言（職員の人事評価等の面談、人材育成計画、災害対策、危機管理、人員確保、環境整備、職員の事務作業時間への確保、働きやすい環境づくり及び業務効率化に向けた ITC 導入検討等の実施等）及び保護者対応等に加え、地域の関係機関との外部対応機能・役割等の組織内外への気配りや指導力を発揮した保育の質の向上に取り組まれています。

13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
----	---	---

〈コメント〉

所内の各種資料の効率的・効果的な業務の実行力を高め働きやすい職場作りを目指し、ITC（パソコン増設による資料作成等及び職員の勤怠管理は実施済み）導入による各種の業務効率化に取り組まれています。

働きやすい職場作りを目指し、職員間の意識の共有を図り、効率的で働きやすい職場環境の整備及び保育サービスの質の向上に向けた取り組みに期待します。

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p>〈コメント〉</p> <p>中期事業計画へ人材配置計画を明記した人材確保の取り組みが行われています。</p> <p>保育士等の人員確保は、福祉専門学校への対応（実習生、高校生インターシップ等の積極的な取り組み含む）、ハローワークや法人によるホームページで採用情報等の掲出による人材確保の取り組みが行われています。</p> <p>基本的に職員の採用は法人本部が行っていますが、パート職員の採用については所長裁量があります。</p> <p>職員からの紹介制度もあります。</p> <p>新人職員の定着のためにエルダー制を導入し、丁寧に仕事の指導を行っています。</p> <p>子育て世代のために3保育所の行事予定が被らない配慮や時間外がないように取り組んでおられます。</p> <p>子育て支援員の研修に保育補助も参加できるように推進しています。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>社会福祉法人石見さくら会の人事基準が定められ、法人としての職員行動規範（クレド）及び職員に求められる人材像（保育所としての倫理要領）が定められ、事業計画に基づいた年間の目標面談シートが作成され、人事考課制度による目標の管理が行われております。</p> <p>まず、係長が面談を行い、その後所長も面談をされています。職員一人ひとりの目標が設定され、中間期、期末期に実績の自己評価の業務実績への指導・アドバイスが行われる等の総合評価（成果・情意・能力等）が行われています。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p>〈コメント〉</p> <p>人事考課時の職員面談等を通じた職員一人ひとりへの就業に関する環境等の意識の把握や法人組織としての「ヘルス・マネジメント認定制度」への加入による職員の健康経営が目指されています。</p> <p>働きやすい職場として、ワーク・ライフ・バランスの職場環境を確保するための取り組みとして、共済制度や各種の休暇制度（有給休暇、育児休業等）に加えて、子育て世代の職員が安心して休みが取れるための配慮やノ一残業に向けた事務処理の作業時間設定等の確保等、業務改善に取り組まれています。</p> <p>また、共済制度や健康診断、健康体操教室、親睦会、予防接種補助、誕生日プレゼント等の福利厚生の充実に向けた取り組みが行われております。</p>		

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
〈コメント〉		
<p>期待する職員像が明確化されており、人事考課を行い、一人ひとりの職員の目標を設定し、どういった資格を取得したいか、研修を受講したいかの希望も聞き取り、質の向上に向け努めています。また、年2回の面談の際には目標達成の確認も行われ、今後の業務に活かすための指導・アドバイスや職員の意見・要望等を反映した研修等への取り組みが実施されています。</p> <p>今年度からは契約社員にも人事考課が実施され、取得したい資格の確認もされ、給与にも反映されています。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
〈コメント〉		
<p>事業計画へ職員の人材育成方針や研修計画が明文化され、職員の研修履歴を参考にした石見さくら会保育研究会による事業所内研修、外部への派遣による事業所外研修に加えて、法人全体の研修（人権研修、接遇・マナー研修、ハラスマント研修等）等、学ぶ機会が多く取れるように取り組んでおられます。</p> <p>コロナ禍で外部研修に参加し難い状況ですが、オンライン研修で受講できる機会が設けています。</p>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
〈コメント〉		
<p>職員一人ひとりの研修実施記録が作成され、人事考課時の面談等で確認した職員からの意見・要望を反映した年間研修計画が作成され、研修が行われています。</p> <p>新人職員に対しては新人指導計画を作成し、エルダー制を採用し〇JTで丁寧な指導が行われ、主任による毎月の面談も実施され、新人職員の育成・定着に努めておられます。</p> <p>キャリアアップに向けた階層別研修、職種別のテーマ研修等の研修計画が策定されています。</p> <p>職員が受けた研修内容等の研修復命書の回覧や園内研修等による他の職員への共有が図られています。</p>		
II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
〈コメント〉		
<p>実習生受け入れマニュアルに基づき、指導担当は主任があたられます。</p> <p>主任による実習プログラムの調整や指導計画ポイント等の指導書作成等が行なわれています。</p> <p>オリエンテーションの実施から始まる実習生の研修リーダーを配置する等、積極的な実習生の受け入れが行われています。</p> <p>実習最終日には、主任と関係の先生達と実習生を交えた反省会が開催されます。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>ホームページに法人全体の組織概要、施設案内、事業計画、収支計画、個人情報保護規定、提供する福祉サービス内容、職員の5つの行動規範（クレド）、苦情解決対応体制等、地域貢献活動、求人募集等々の公表が行われています。いわみ西保育所の情報公開もされています。</p> <p>また、広報誌「さくらだより」は年3回発行、邑智町内に配布され地域の方々に保育所の取り組みを知って頂く機会があります。</p> <p>インスタグラム等のSNSの活用も積極的に行われています。</p> <p>玄関にも各種資料を設置しています。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>経理については、法人本部で行われており、公認会計士による監査も行われています。</p> <p>社会福祉法人さくら会の業務管理規程・経理規定等に基づいた組織的な経営や財務管理等が行われています。</p> <p>また、当保育所での内部権限での事務経費等の適正な運営について、内部経理監査（年2回）が実施され、法人の内部統制の効いた事業運営が行われています。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>コロナ対策の為、地域交流の延期・中止や規模の縮小等工夫を行いながら継続されています。</p> <p>コロナ感染収束状況等を考慮しながら中野小学校との交流や地域の伝統芸能の石見神楽舞の指導交流、餅つき大会への参加、JA芋苗植えや芋掘り体験、醤油づくり支援、野菜や野草茶の苗植え支援、カレー作り、アートデー等、地域の皆さんのがれあいや指導体験等、交流を深める取り組みが活発に行われています。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>ボランティア受け入れマニュアルに基づき、地域の皆さんの指導や講師による交流と連動した養育支援（おはなしの会、絵本の読み聞かせ、お茶会、英語で遊ぼう、わらべ歌等）の多様なボランティアの受け入れによる保育運営が行われています。</p> <p>また、受け入れ体制（窓口主任）の確立及び参加者の名簿作成や守秘義務への署名等の手続きが行われ実施されています。</p>		

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25

II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関との連携が適切に行われている。

a

〈コメント〉

保育所運営に必要な関係機関である「行政（福祉課・保健課、子どもまるごと相談室）、小学校、教育委員会、病院、警察、消防署、社会福祉協議会、子育て支援センター、さくらんぼクラブ」等との連携や緊急対応としての関係性が構築され、リストの整備も行われています。

健康診断、子育て支援に関する連絡会や避難・消防訓練等の支援等の保育サービス、緊急時の対応等に関するネットワーク化が構築され、職員全員が連携対応や連絡網等の理解も図られています。

保小連絡会は毎年4月に行われています。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26

II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組みが行われている。

a

〈コメント〉

「子どもを支える会」「母子保健会議」「保育研究会」等への参加や地域の行政、社会福祉協議会、公民館、小学校、児童クラブ、民生委員等の方々との地域社会の意見・要望等の情報収集が図られています。

保護者等との個人面談を重要な取り組みとして、位置付けた利用者を通じた広く地域の情報収集が行われています。

子育て支援センター（すくすく）が保育所内に併設されており、平日は毎日利用ができます。入所前の子どもを持つ方の子育て相談や遊びの場の提供を行っています。

また、ファミリーサポートセンターさくらんぼクラブもあり、地域で子育て応援をする取り組みがあります。

利用者から直接声を聞くことができます。

27

II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。

a

〈コメント〉

邑南町の「日本一の子育て村」構想に向けた乳幼児・保護者支援としての社会福祉法人である当保育所に於いて、子育て支援センターさくらんぼクラブ（子育てサポートセンター）の運営事務局として活動が行われています。

子育て支援センターは、連日の親子参加で、子育て相談や援助（毎月のすくすくだより）の取り組みが行われています。

当保育所に於いては、産休明け保育、延長保育、土曜日保育、障がい児保育、アレルギー対応保育等のサービス提供が行われております。

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 利用者本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつたための取組を行っている。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>社会福祉法人石見さくら会の倫理要領（クレド）及び全国保育士会倫理要領、企業理念・基本方針等に明文化された「子どもの最善の利益を守り」「子どもを尊重し一人ひとりの子どもの育ちを支える」とした職員意識の徹底への共通の理解を深めるための「職員への行動規範、期待する職員像等」が策定され、子どもを尊重した養育サービスの提供が行われています。</p> <p>職員必携ファイルとして、子どもを尊重するための各種マニュアル（保育士業務マニュアル、虐待防止マニュアル等）による組織運営が実施され、全職員を対象とした人権研修、接遇・マナー研修、ハラスメント研修（年1回）等の事業所間研修が毎年実施されています。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援提供が行われている。	b
<p>〈コメント〉</p> <p>職員は、個人情報保護マニュアルに基づき、業務上知り得た子ども・保護者等のプライバシー保護規定等を遵守し、子ども・保護者のプライバシー守れるよう努めておられます。</p> <p>一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境となるように、トイレの仕切りや着替えをする場面では配慮されています。</p> <p>特に、保育所内での活動の様子の写真等掲出する場合については、保護者同意書の取得等が行なわれています。</p> <p>子ども・保護者にとっても人に見られたくない、知られたくない意識の権利養護が求められていることからプライバシー保護等を意識する取り組みを今後も継続されることを期待します。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>法人の広報誌（さくらだより）、ホームページやSNS等を活用した情報提供が行なわれています。</p> <p>保育所・役場には図や写真・絵を使用した分かりやすい石見さくら会3保育所のパンフレットが用意されています。保育所ではいつでも見学に応じられ対応されています。</p> <p>パンフレット等の配布（地域の行政、公民館等）や利用希望者への保育所見学や毎月保育所の開放日を設けたり、行事体験等も実施しておられます。</p>		

31	III-1-(2)-② 保育の開始・変更において利用者等にわかりやすく説明している。	a
----	--	---

〈コメント〉

保育入所開始時は、重要事項説明書及び入所のしおり等において、利用者に分かりやすく、保育内容、保育の一日の過ごし方やお預かりする時間や延長保育等の特別メニュー等の紹介、留意事項や利用料金等の保育運営に関する情報提供が適切に行われています。

子どものクラスの進級時には、年度始めの保護者総会においては、その年度それぞれの月齢の保育のポイントについて説明が行われています。また、参観日においても担任から変更等の説明を行われています。

また、日常の保育運営における保護者との情報交換としての保育日誌や園だより、食育だより、保健だより及び朝夕の送迎時の個別対応やマチコミ活用等でお知らせが行われています。

32	III-1-(2)-③ 保育所の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
----	--	---

〈コメント〉

保育所の退所や転園等の場合、保育の継続性を確保するため保護者に引き継ぎ文書を希望されるか確認をされていますが、希望がありません。

異動先の保育所からの問い合わせがあった場合には電話での対応が行われています。

保育所利用終了後も気軽に相談できることも伝えておられます。

III-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

33	III-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
----	--	---

〈コメント〉

職員は、日々の保育中で子ども達の様子を観察しつつ、子ども達の満足度の向上に努めておられます。

保護者総会、個別面談や食事アンケートや親子読書についてのアンケートが実施され、子どもの保育所での様子の共有や保護者からの意見・要望等を反映した保育所運営に取り組まれています。

また、日々の連絡帳への意見・要望や朝夕の送迎時等での保護者対応に加えて、毎月の園だより、食育だより、保健だより等による保育・食育・健康管理に関する情報及び留意事項等の提供による取り組みが行われています。

総合的なアンケート調査等を次年度から実施予定であることから保護者等からの要望・意見に対する分析・検討及び対策等による更に満足度を高めた保育所運営に期待します。

III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
〈コメント〉		
<p>苦情解決要項に基づき、苦情受付（相談窓口）、解決責任者、第三者委員等の配置（年2回開催）等の整備が行われ、苦情解決の流れ及び施設玄関先へ意見箱の設置による苦情や意見等の情報収集が行われ、苦情解決の仕組みは、入所時の重要事項説明書でのご案内や施設玄関等へ解決の仕組みや体制等が掲示されています。</p> <p>職員が保護者等からの苦情・意見・要望等を受けた場合の記録（メモ等）による管理者（所長、主任）等への報告（サンクスカード箱が設置され、保護者等からの感謝を伝え、見える化による賞賛の声等の収集）が行われています。</p> <p>今後においても苦情に学ぶ組織として、小さな意見や要望も全職員が共通認識（理解）するための記録書等の周知等の取り組みに期待致します。</p>		
35	III-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
〈コメント〉		
<p>保護者等が気軽に相談・意見が行いやすい雰囲気を整え、きめ細やかな対応を行い、お互いの信頼関係が築けるよう心掛けておられます。</p> <p>相談室は設けられていませんが、施設内の事務室を活用して意見が述べやすい場所の確保も行われています。</p> <p>朝夕の送迎時に話を聞いたり、連絡帳による悩み事や相談等も受けおられます。</p> <p>保育所玄関への意見箱や苦情処理体制等の掲示も適切に行われています。</p>		
36	III-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
〈コメント〉		
<p>保護者等からの相談や意見や相談等を受けた職員は、所長、主任・リーダーへ報告・連絡・相談（ホウレンソウ）を行いできるだけ迅速な対応、周知を心掛けておられます。</p> <p>また、毎日の職員連絡会（午睡タイム活用）での報告による共有や記録による報告等が行なわれています。時間を要する案件の場合には、時間を頂く旨の説明も適切に行われています。</p>		
III-1-(5) 安心・安全な養育・支援の提供のための組織的な取組が行われている。		
37	III-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
〈コメント〉		
<p>危機管理マニュアルに基づいたリスクマネジメント体制（責任者：所長）の構築による安心・安全な保育環境が整えられています。</p> <p>ヒヤリハット、事故報告等があれば、所定の用紙に記載し、報告し職員間で共有し、対策や改善策に取り組まれています。</p> <p>毎月、チェックリストによる施設や遊具・玩具の安全点検が実施され、2ヶ月に1回環境改善委員会による施設の環境維持・改善対策や施設外の他事例の発生要因や改善対策を職員間で話し合いによる共有を図る等、安心・安全な施設運営の取り組みが行われています。</p> <p>危機管理マニュアル、ヒヤリハットマップの検証や対策等の定期的な見直しに期待します。</p>		

38	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
----	--	---

〈コメント〉

感染症マニュアルに基づき、体制整備が行われています。

感染症予防対策や発生後の対策に関する研修会が開催され、職員への指導・アドバイスによる日常生活に必要な生活習慣を身に付ける取り組みが行われています。

判断が難しい場合には、西保育所の看護師にも連絡し指示を仰ぎます。

毎日の施設内の消毒実施や子どもの日常的な手洗い、うがい等の実施も行われています。

新型コロナ禍の対策として、地域及び他の園の感染状況等の情報の共有及び感染症を持ち込まない対策（毎日の子どもの連絡帳への体温等の健康チェック記入及び外部者の玄関先での検温検査等）及び子どもの視診による感染対策の予防や対処の取り組みが行われています。

なお、インフルエンザ等発生の流行時期は、保護者の送迎時に感染状況等の情報提供による予防対策等の注意喚起の周知や病後児保育の取り組み等が行なわれています。

感染症予防対策（マニュアル等）の改善・見直し等は全ての職員へ継続して周知徹底が行われることに期待します。

39	III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
----	--	---

〈コメント〉

防災マニュアルに基づき、毎月の避難訓練の実施（水害、地震、大雪等を想定）、消防署による火災訓練、救急救命やAEDの操作訓練等が行なわれています。

また、入所児童の緊急連絡網の整備や災害発生時の安否確認、避難計画（指定場所、避難経路、災害避難責任体制等）が整備され、緊急時の連絡先としての関係機関の連絡先一覧表が施設内に掲示されています。

保育所は、災害時においても「事業（保育）の継続性」が求められることから事前の準備・災害発生時・災害発生から保育サービス再開までのプロセス等の体制や施設整備（代替含む）に向けたBCP計画書（事業継続計画）も策定されています。

III-2 福祉サービスの質の確保

III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		第三者評価結果
40	III-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a

〈コメント〉

職員の基本的な保育サービス支援や組織運営等の業務必携ファイルとして、法人クレド、理念・基本方針、事業計画、保育業務マニュアル等が職員全員への配布による共通した福祉サービスの提供が行われています。

指導計画や評価シートの共有を図り、担当職員が不在であっても他の職員誰もが同様な養育支援の提供が実施できる取り組みが行われています。

新人保育士指導についてのマニュアルも作成されており、エルダー制・OJTで丁寧な指導が行われています。

41	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
----	---	---

〈コメント〉

保育マニュアルや全体的な計画は、毎年見直しや改善が行われています。

子どもの一人ひとりの発達状況に応じた養育に対する個人記録や指導計画等の振り返り(クラス単位に毎月の保育実績等)や評価実績(四半期単位と年間)等の記録の整理等による各種の計画に対する成果レベルの判定が容易に実施できる等の保育サービスの提供が行われています。

保育業務マニュアルは、必要に応じて東・西保育所の主任保育士と日貫保育所の係長が全体の意見を聞きながら見直しておられます。

III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

42	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
----	--	---

〈コメント〉

入所申し込み時に保護者と面談を行い、子どもの既往歴や予防接種・アレルギー、保護者の保育所に対しての希望や要望等の聞き取りを行い、児童票を作成されます。

児童票を反映した内容の指導計画が適切に作成され保育サービスが開始されています。

また、全体的な計画に基づき、成長段階の一人ひとりの子どものアセスメントによる成長記録等が作成され、新たな成長段階のねらいである5領域目標を指導計画に反映した取り組みが行われています。

支援困難ケースについては役場担当者にも相談され対応されています。

43	III-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
----	------------------------------------	---

〈コメント〉

指導計画(月・週案等)に対する振り返りは、定期(週・月単位)に発達段階別(クラス単位)に評価シート等による振り返りが行なわれ、振り返りに対して所長、主任のチェックや指導・アドバイスが行われています。

また、新年度に養護と教育の一体的な保育の推進に向けた全体的な計画が示され、発達段階別の指導計画が作成され、四半期単位に指導計画に対する評価としての実施成果や課題等の改善対策等が実施され、年度末は、総合的な年間の評価や次年度に反映させる課題や対策等への総括が行われています。

III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

44	III-2-(3)-① 子どもに関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
----	--	---

〈コメント〉

子ども一人ひとりやクラス単位の児童票、指導計画書の保育経過記録、健康診断、身体測定等の記録が適切に実施されており、パソコン導入による業務の効率化にも取り組まれています。

月1回の職員会議と毎日の連絡会等の開催と所内のパソコンネットワーク化により、他クラス等の記録の確認が容易であることから業務の効率化、共有化が図られています。

日常業務の中で、保護者との連絡帳の活用及び日案、週案、月案の保育実施記録等や各種の計画書種類等の記録の煩雑さ解消に向けた検討が進展し、業務運営ソフト等の導入も近いことから質、量、内容等の更なる保育サービスの充実に期待します。

45	III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
〈コメント〉		
<p>個人情報保護方針等に基づき、情報保護の重要性を理解し、業務上知り得た個人情報や外延情報等の漏えいの禁止（守秘義務の同意書）等の取り組みが行われております。</p> <p>また、個人情報に関するデータ資料は、施錠（管理責任者：所長）のかかる書庫へ保管され等適正な管理体制（廃棄規程含む）における記録の管理が行われています。</p> <p>個人情報保護規定等の検証や定期的な見直し・改善及び職員への十分な理解を深める取り組みに期待致します。</p> <p>保護者には利用開始時に写真の取り扱い等についての説明を行ない、同意も得ておられます。</p>		

第三評価結果（保育所）

内容評価基準（20項目）

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A①	A-1-(1)-①保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a

〈コメント〉

全体的な計画については、前年度の評価（年度事業報告書）の成果、特性、課題等を踏まえた上で理念・基本方針及び事業計画等に基づき、法人の3保育所の所長が集まり、保育指針に基づいて作成されます。

作成された全体的な計画は、各保育所に持ち帰り、各クラスで再度検討が行なわれ、各保育所の全体的な計画として、指導計画等に反映されています。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体展開

A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような環境を整備している。	a
----	---	---

〈コメント〉

安心・安全で清潔で過ごしやすい子ども環境の維持構築を目的に各クラスリーダーを中心とした環境衛生委員会が開催され、園舎や園庭の改善対策等に加えて、各クラスの冷暖房完備（換気、気温・湿度の調整）や新型コロナ感染予防（ノロウイルス、インフルエンザ等含む）対策としての手洗い、うがい、手すりの消毒等や清掃が行われております。

午睡時の寝具用布団の保育所完備（睡眠時は、自分のタオルケットを使用する）やオムツ等廃棄処理の保育所対応等、保護者支援の取り組みが行われております。

食事の時間には音楽を流し、落ち着いて食べられる雰囲気作りも行われています。

A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
----	---	---

〈コメント〉

理念・保育方針及び保育目標等に加えて一人ひとりの子どもを受容する事業方針として、乳児期の愛着形成、自己肯定感を高める、発達に応じた関わりや支援等を心掛けておられます。

また、制止言葉等、極力発することがないよう意識した取り組みに努力されています。

子どもの発達段階（過程）や家庭環境等の一人ひとりの心身状況を反映した個別指導計画や指導計画に対する評価シート作成が行われ、連絡帳や朝夕の送迎時対応及び保護者の個人面談等による情報共有等、子どもの状態に応じた見守りや生活支援及び子どもの訴えを丁寧に聞く等の養育が行われています。

言葉で自分の気持ちを十分伝えられない子どもの気持ちがくみ取れるよう、一人ひとりの子どもに対する関わり方を担任と相談し、職員で共有しています。

A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
----	---	---

〈コメント〉

基本的な生活習慣としての給食委員会等の食育計画やマナー（スプーン、箸の使い方等）や健康で元気な体力向上を図るために、自然豊かな地を活かした散歩、野山・川遊び、ホッピング、鉄棒、登棒や園庭での身体をめいっぱい動かす運動の推進や睡眠、一人でトイレができ着替えができる、食事の前や泥んこ遊びの後の手洗いや歯磨き、うがいや身の回りを清潔にできる、読んだ絵本や玩具の後片付けができる等、発達段階に沿った幼児期の生活習慣の習得支援に加えて、非認知能力（粘り強さ、集中力、協調性等）を高める取り組みが行なわれています。

身の回りのことを子どもが自分でできる時には見守り、難しそうな時は一緒に行う等、それに年齢に合った保育の仕方を職員同士で連携し取り組んでおられます。

一人ひとりの子どものペースに合わせる保育ができるよう心掛けておられます。

A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
----	---	---

〈コメント〉

子どもたちが自主的・自発的に生活や遊びができる環境を整備が行なわれています。

環境改善委員会等において、子どもが主体的な活動や自発的に身体をいっぱい使った運動として、園庭での遊具（大きな築山、鉄棒、すべり台等）や玩具等を活用した遊びやリトミック運動等、乳児期からの絵本の読み聞かせの実施や遊戯室を工夫した絵本の読書（図書コーナ）やアートデーや絵画（工作等）ができるための環境整備や日中生活等のスケジュール（園外、園内、地域活動）等、豊富な養育に必要な静と動の子どもの多様性を引き出すバランスの取れた養育に向けた環境が整備されています。

また、子どもが主体的に地域との密着型で行われる地域の伝統文化（石見神楽等）の継承や菜園畠の苗植えや収穫、地域施設で開催される芋植え、芋ほり交流、地域の老人会との交流等々の体験型の様々な取り組みを通して育まれていく豊かな心、一人ひとりの子どもたちが自分らしくいられる保育所を目指しておられます。

A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
----	---	---

〈コメント〉

一人ひとりの個別指導計画・個別記録が作成され、コミュニケーション（やさしい喃語への対応等）や愛着関係を深めるスキンシップを十分に取りながら情緒の安定を大切にした安心・安全に配慮した愛着を深めた養護の取り組みが行われています。

保護者との連携が重要な乳児保育として、日常の保育内容やミルクや離乳食等の接種状況等の養育支援等の情報交換等、連絡帳、送迎時の対応等を活用した情報共有を図った保育の取り組みが実施されています。

昼寝の時間においても「仰向け、呼吸、顔色チェック」目視チェックや睡眠チェック（5分間隔）でSIDS対応に十分配慮した安心・安全の見守りが行われています。

環境の配慮は行われていますが、部屋の配置や数や人員にゆとりがある環境工夫に期待します。

A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳児未満（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
----	---

〈コメント〉

子どもの発達過程に応じた個別指導計画（自我の芽生えによる多くの興味（玩具、周りの友だち等）が生まれる時期であり、ケガ等のヒヤリハットが多くなる時期）や一人ひとりの個別記録に基づき、保護者との連携を図るための情報交換（保護者との個人面談、継続した連絡帳、朝夕の送迎時等）を大切にした養育の取り組みが行われています。

2歳児に入ると生活習慣を身に付けるための大切な時期、行動範囲も拡大することから園舎内外環境等の安全点検（毎月）実施が行われておりますが、危険予知等への十分な配慮した養育の継続に期待致します。

また、午睡時の1歳児のSIDS対策である睡眠チェック（10分間隔）が実施されています。

A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳児以上の保育において、養護と教育が一体的に展開されるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。
----	---

〈コメント〉

3歳児～5歳児の発達過程に応じた食育、運動、遊び及び自然の中での体験や外国文化にふれる（えいごであそぼう）等、指導計画（月・週案）が策定され、評価シート等による（クラス単位の毎月の振り返り記録）及び四半期単位計画に対する評価・課題の検証等が行われています。

社会生活のルール（保育所やクラスでの約束や決まり込む）が理解でき、地域との交流（文化祭や伝統芸能、老人会との交流等）や保育所での日常の生活や各種の行事等（菜園活動、運動会、発表会）による友だちとの協働活動（協力・助け合い）による感性や創造性（考える）の発達への取り組みを通じて、健康的で明るく元気に人との関わりが行え、地域の生活環境への関わり、自分の思うことが言葉で表現できるための養護と教育の一体保育が行われています。

5歳児クラスは、年度の後半より進級を見据えた保育の工夫も行われています。

今後は、3歳児から就学前までの基本的生活習慣の発達を踏まえた保育所保育指針に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を具体的に言語化・明文化した目的と活動内容と5領域につないで行く取り組みに期待します。

A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
----	---	---

〈コメント〉

障がい児保育サービスの個別指導計画が策定され、医療機関との連携や保護者等との日々の生活の情報交換を密にした当日の心身の状態に応じた養育（療育・支援等）が行われています。

保育所として、全職員への障がい児特性に沿ったサポートや配慮等の方法等が周知されていますが、安心して施設での生活を行うために、児童発達支援センターによる定期的な保育所等訪問支援の要請や行政（福祉課、保健課等）、嘱託医の連携や障がい児保育（配慮の必要な子ども含む）に必要な知識・技術の習得に向けた計画的な職員研修の強化が実施されています。

障がい児保育については、社会的な動向や保育所での対応について、年度当初の総会等で継続的に周知を行うなどの取り組みに期待します。

A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
----	--	---

〈コメント〉

登所が早く、降所が遅い子どもは一日の保育所での生活が長くなるので、疲れていないかも気を付け、個々に応じた保育を行い、水分の提供や延長保育の時間にはおやつの提供が行われています。

延長保育の対象児童で、保護者等への伝達事項等（体調やケガ内容等含む）が延長保育担当職員へ引き継がれ、お迎え時に内容等を報告されています。

A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
----	---	---

〈コメント〉

就学を見据えた小学校との保小連絡会（小学校教員や校長の来所や当園の担任・所長の小学校訪問等による入学に必要な情報交換等）や学校見学（一日入学体験）等の取り組みが行われています。

就学前の子ども一人ひとりの発達状況の記録（保育日誌、連絡帳、発達経過記録、児童簿（就学前検診）等による子どもの特性等や保護者要望や同意を踏まえ、保育所児童保育要禄等へ反映され、入学対象の小学校への引継ぎが行われております。

保護者とは面談を通じ、就学に向けての相談も行われています。

A-1-(3) 健康管理

A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
----	------------------------------	---

〈コメント〉

健康管理マニュアルに基づき、健康計画を策定されています。

日常の保育の中で毎朝の視診表、身体測定（毎月）、歯科検診（年2回）、健康診断（年2回）等）、経過記録（発達）を活用した健康・安全対策等、職員の共通認識や対応等による子どもの一人ひとりの健康管理が行われています。

毎年、保護者に家庭状況、既往症、予防接種状況等を記入してもらい保育所で保管しています。

更に、行政（福祉課・保健課）、嘱託医、消防署等との定期的な連携や交流を図り、子どもの健康管理や緊急時対応等、職員必携ファイル（健康管理マニュアルや感染症対策マニュアル、危機管理マニュアル等）の改善・見直しや職員間での定期的な読み合わせ等の継続に期待します。

A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
〈コメント〉		
<p>嘱託医による健康診断（年2回）や歯科検診（年2回）が実施され、保護者等へその結果報告が実施され、家庭においても健康管理や歯磨きや虫歯の早期治療等の取り組みが行われています。</p> <p>また、歯の健康教室（年1回）が保護者を対象に実施され、乳幼児（乳歯の健康）の重要性及び歯磨き指導や保育所でのフッ素洗口の取り組みが行われております。</p>		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	a
〈コメント〉		
<p>アレルギー対応マニュアルに基づき、アレルギーに対する研修、緊急時の対応について学んでおられます。</p> <p>アレルギー疾患（慢性疾患等）のある子どもの医師からの指示書（食物アレルギー対応食申請書）や保護者とのアレルギー対応の共有（調理師、看護師、保育士、所長等）が図られ、配膳時は、給食担当（調理師）と担任（保育士）の相互に再確認等による意識の共有や責任を明確にした上で除去食＆代替食及び誤食の防止対策（専用トレーへの氏名提示、食器の色違いの提供、アレルギーのある子どもを同室専用棟）な対応が行われています。</p>		
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
〈コメント〉		
<p>発達段階（クラス単位）に応じた年間の指導計画、法人3園グループとしての食育計画表が作成され、乳児期の健康や成長には「食べる意欲を育てる大切」を目的に、落ち着いて楽しい食事が食べられる雰囲気づくり（音楽、言葉かけ）、興味関心を引き出すために調理師がクラス単位に食事の前の食材の紹介や作り方の説明の実施や季節を感じる食材の提供等及び食事をしっかりと食べる大切さやマナーを身に付ける（個人差を考慮したフォークや箸の使い方の練習や椅子に座る、背中を伸ばして食べる姿勢等）支援や指導が行われています。</p> <p>また、まき餅づくりや菜園での野菜づくりや収穫した食材を学んだり料理したりを経験する等の食事を楽しくする工夫が行われております。</p>		
<p>施設内の給食委員会（毎月）及びグループ保育所3園（食育プロジェクト）が開催され、各クラス単位の食事状況の情報共有（食育の反省会等）や食事に関心が持てる取り組み（人気のレシピの提示）や食育だより（毎月）、給食だより（毎月）の保護者提供が行われています。</p>		
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
〈コメント〉		
<p>食の安心・安全な食の提供（栄養士、調理師による月ごと交替で給食時にクラスに入り、子ども一人ひとりの安全な食材の大小や食べる量、固さ柔らかさや食材や料理品目の好き嫌い等の様子観察等が行なわれ、調理時の工夫等が行なわれています。</p> <p>毎月メニューや食材について載せる「給食だより」と食に対する内容の「食育だより」を発行しておられます。栄養士から給食についてのお話も行われています。</p> <p>衛生管理マニュアルに沿った衛生管理も実施されています。</p>		

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A⑯	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
----	---	---

〈コメント〉

保護者総会、個人面談等による年間の保育方針・内容及び行事予定等の事業計画の周知や説明が実施されてきましたが、コロナ禍でクラス会等の開催の削減や各種行事（3密の防止等）の中止・延期が余儀なくなっていますが、保護者への信頼関係の構築に向け、個人面談の実施や日常における保護者の要望等での面談の実施や連絡帳での情報交換、朝夕の送迎時の保護者対応、メール配信システム（マチコミ）活用等による気軽に保護者からの相談や緊急連絡等ができるための取り組みが行われています。

すべての年齢の子どもたちの連絡帳があり、毎日保育所と家庭の様子を書いて、双方向での連絡ができるように努めておられます。

保護者参観、運動会、おたのしみ会を通して、子どもの成長を共有しておられます。

子どもの成長記録（児童票・保育経過記録・地域行事、保育所行事や日常活動状況の写真・映像記録等）を基に、ドキュメンテーションの開催等（コロナ禍克服後等）現状の成長を保護者と喜び合い今後の養育方法（10の姿を実践する環境確立等）等を共有する場を設ける等、共に相互作用した子育て支援（養育）を行う連携強化の仕組みに向けた工夫等に期待します。

A-2-(2) 保護者等の支援

A⑰	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
----	--------------------------------------	---

〈コメント〉

個人面談等や朝夕の送迎時の保護者との意見交換や連絡帳のやり取りでの保護者の意見・要望を反映した「産休明け保育、延長保育、体調不良時保育（病後児保育）、土曜午後保育、一時預り保育、障がい児保育」や園内開放、育児相談、送迎バスの運用等、子育て支援サービスの提供を行ない安心して子育て出来るよう支援を心掛けておられます。

また、仔細なことも早急に対応し、保護者が安心して子どもを預けることができるように心掛けておられます。

更に、当施設で開設されている子育て支援センター及びファミリーサポートセンター（さくらんぼクラブ）の運営等、地域の保護者に対する子育て支援の取り組みとして大きな貢献となっています。

A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
----	--	---

〈コメント〉

虐待防止マニュアルに基づき、職員への対応等の周知が行われ、日々の子どもの観察や子どもの様子の変化（顔色等）や着替え等での身体の異常等を担当保育士が観察しながら何かの異常があれば、所長（主任）等への相談・報告する体制（関係機関との連携等）が整えられています。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 職員の資質向上

A⑩	A-3-(1)-①保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
＜コメント＞		
職員一人ひとりが、月案・週案の見直しの際に、保育実践の自己評価及び自己反省が行なわれています。		
年間指導計画においても3ヶ月ごとに自己評価・反省を行い、主任・所長が都度目を通し確認し、コメント、アドバイスを残されています。		
人事考課の面談時にも振り返りの機会が持たれ、四半期に目標の進捗状況の報告も行われています。		